福岡市ＮＰＯ・ボランティア交流センター施設利用許可申請

自己チェックシート

**利用許可申請について**

　福岡市ＮＰＯ・ボランティア交流センター「あすみん」は，市民主体のまちづくりを実現するため，NPOやボランティアなどに関する情報及び交流の場を提供し，市民公益活動の促進を図ることを目的に福岡市が設置した施設です。

　センターは，市民の皆さまが自由にご利用いただけますが，一部の設備（※）の利用について，事前の利用許可申請が必要です。

※一部の設備とは，ミーティングコーナー，ワーキングコーナー，セミナールーム，会議室です。

**利用許可の要件**

　利用許可には，以下の要件をすべて満たす必要があります。

　下記のチェックシートで要件を確認のうえ，「福岡市ＮＰＯ・ボランティア交流センター施設利用許可申請書」とあわせて提出してください。

　なお，利用許可の要件は，福岡市NPO・ボランティア交流センター条例及び同条例施行規則に定めています。

**チェックシート**

↓要件を満たしている場合は，チェック☑　を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| ☑ | 登録要件 |
| □ | 市民公益活動（※）を継続的に行う団体であること。  ※市民公益活動とは，市民が自らの責任に基づき，自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であって，公益の増進に寄与するもののことです。  ※営利を目的とする活動や同窓会・同好会など会員相互の親睦を目的とする活動は含まれません。 |
| □ | 営利活動，宗教活動，政治活動及び選挙活動を目的とするものでないこと。 |
| □ | 主に福岡市内で活動しているまたは福岡市のために活動をしていること。 |
| □ | 構成する人数が２名以上の団体であること。 |
| □ | 団体の運営に関する規則（定款，規約，会則等）を備えていること。 |
| □ | 団体の構成員の資格の得喪に関して，不当な条件を付していないこと。 |
| □ | 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。 |
| □ | 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。 |
| □ | ※NPO法人の場合  NPO法第29条に規定する事業報告書等を，毎事業年度，所轄庁に提出していること。 |

　　　　　　年　　　月　　　日

　団体名

　代表者名